市区町村申立てによる相続財産清算人の選任及び選任後の手続きの例

資料：「裁判所」ホームページ等をもとに作成

【 市区町村 】

- 相続財産清算人の選任の申立てに必要な書類の作成
- 相続財産清算人の選任審判の申立書の提出
- 予納金の納付※1
- 債権の請求書の提出※2
- 債権の回収※2
- 還付された予納金の受領（還付がある場合）

【 家庭裁判所 】

- 手続案内
- 申立書の受理・審理
- 予納金額の通知
- 相続財産清算人の選任審判
- 相続財産清算人選任・相続人捜索の公告（公告期間：６ヶ月以上）※3
- 通知
- 提出
- 権限外行為許可
- 報酬付与審判
- 保管金振込通知書の送付
- 取消審判 予納金の還付（還付がある場合）

【 相続財産清算人 】

- 公告後
- 財産調査、財産目録の作成
- 相続債権者・受遺者※4に対する請求、申出の公告※5、催告（公告期間：２ヶ月以上）
- 権限外行為許可の申立て（必要に応じ随時申立てが可能）
- 不動産や株等の売却、清算
- 報酬付与の申立て
- 報酬の受領（管理財産から支払えないときは、予納金から支払われる）
- 管理終了報告、選任処分取消審判申立て※6

※1：相続財産清算人の報酬は、相続財産から支払われる。相続財産が少なく報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人が納付した予納金から報酬が支払われることがある。

※2：滞納税、略式代執行に要した解体費用などがある場合

※3：期間内に相続人としての権利を主張する者がない場合において、裁判所が相当と認めるときは、特別縁故者の請求によって、清算後残った相続財産の全部又は一部を与えることができる。残余財産は国庫に帰属する。

※4：遺言により遺贈を受ける指定がされている者

※5：清算人選任・相続人捜索の公告の期間内に満了するように公告する。

※6：管理が終了する事由は以下のとおり。
①相続人や包括受遺者が現れて、財産管理をすることができるようになったとき
②管理すべき財産がなくなったとき
③その他財産の管理を継続することが相当でなくなったとき